

令和6年度
第4回福島県森林審議会議事録

日時:令和7年2月6日(木)

場所:チェンバおおまち 3階 会議室A

福島県農林水産部

森林計画課

令和6年度第4回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和7年2月6日(木) 13時30分～15時30分

2 場 所 福島市 (チェンバおおまち 3階 会議室A)

3 出席者

(委 員)

阿部恵利子委員、五十嵐乃里枝委員、今野万里子委員、白岩和子委員、
鈴木清延委員、鈴木謙司郎委員、関奈央子委員、高木鉄哉委員、田子英司委員、
藤野正也委員、村越のぞみ委員

(以上11名)

(福島県)

農林水産部技監、農林水産部次長(森林林業担当)、農林総務課長、
農林企画課長、森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長、
県北農林事務所森林林業部長、県中農林事務所森林林業部長、
県南農林事務所森林林業部長、会津農林事務所森林林業部長、
南会津農林事務所森林林業部長、相双農林事務所森林林業部長、
いわき農林事務所森林林業部長、林業研究センター所長

(以上16名)

4 議 事

(1) 【議案第1号】

令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について－中間とりまとめ(案)－

(2) 【報告事項】

ア 福島県農林水産業振興計画の進行管理について

イ 森林保全部会の報告について

5 その他

(1) 林地開発許可における不適切な開発の抑止について

(2) 連絡事項

6 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

司会 森林計画課総括主幹 (野崎総括主幹)	本日は大変お忙しい中、福島県森林審議会に御出席頂きありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第4回福島県森林審議会を始めさせていただきます。 私は本日の進行役を務めさせていただきます森林計画課総括主幹の野崎と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、ただいまより福島県森林審議会を開催いたします。 開催に先立ちまして、御連絡いたします。 本審議会は森林法に基づき設置されており、附属機関等の会議の公開に関する指針により、会場に傍聴席を設け、県民の皆様にも公開することとなっておりますので、御了承願います。 それでは初めに、藤野会長より御挨拶をお願いいたします。
会長あいさつ (藤野会長)	委員の皆様におかれましては、お忙しい中、またお足元の悪い中、令和6年度第4回森林審議会に御出席頂きまして誠にありがとうございます。 さて、当審議会は、昨年10月に開催した、第2回森林審議会において、知事から、「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について」諮問を受け、森林環境税制度のこれまでの経緯や使途の状況、県民の意見等を踏まえた中で、委員の皆様から御意見を頂き、前回12月に開催した、第3回森林審議会までに中間取りまとめ(案)について審議しました。 本日は第3回森林審議会後に実施したパブリックコメントの意見を踏まえた「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について－中間とりまとめ(案)－」について御審議頂くこととしております。どうぞよろしくお願いいたします。
司会 (野崎総括主幹)	ありがとうございました。 続きまして、農林水産部長から御挨拶を申し上げます。
農林水産部長あいさつ 農林水産部技監 (鈴木技監)	農林水産部技監の鈴木と申します。 本日農林水産部長が所用により出席できませんので、部長に代わりまして御挨拶をさせていただきます。 令和6年度第4回福島県森林審議会の開催に当たり御挨拶を申し上げます。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を頂き誠にありがとうございます。

司会 (野崎総括主幹)	また日頃より、本県の森林林業行政の推進に多大な御支援、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。 さて東日本大震災及び原発事故から間もなく14年目を迎えますが、その間、本県では海岸防災林の復旧や、放射性物質対策と間伐等の森林整備を一体的に行うふくしま森林再生事業、きのこ原木林の更新を進める広葉樹林再生事業の取組が進むなど、福島県農林水産業振興計画の実現に向けて各種施策を着実に展開しております。 今後はさらに花粉症対策にも資する主伐再生林に積極的に取り組むとともに、引き続き県産木材の利用促進や、本県の森林林業施策を支える人材の育成に取り組んでまいります。 先ほど会長の御挨拶にもございましたとおり、今年度は第2回森林審議会におきまして、現在4期目となる本県の森林環境税制度について、令和8年度以降の在り方を諮問させていただいており、前回の第3回森林審議会までに委員の皆様から中間取りまとめ(案)に対して貴重な御意見を頂いたところでございます。 本日はパブリックコメントで県民の皆様から頂きました御意見を反映した中間とりまとめ(案)について改めて御検討を頂くこととしております。 また併せまして、福島県農林水産業振興計画の進行状況を御説明するとともに、本日午前中に開催いたしました第1回森林保全部会の結果を御報告いたします。 限られた時間ではございますが、委員の皆様には、それぞれの御立場から忌憚のない御意見を賜り御審議くださるようお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 鈴木農林水産部技監につきましては、所用により、ここで退席させていただきます。 それでは御手元の資料の御確認をお願いいたします。 御手元の配付資料一覧表を御覧ください。 本日の審議会の資料は「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、「福島県森林審議会委員名簿」、「福島県森林環境税関係資料等資料1～資料4、参考1～3」となっております。 漏れている資料はございませんでしょうか。 なお、県側の出席者でございますが、出席者名簿のとおりとな
------------------------	---

	っております。 それでは、次第4 委員の出席状況について御報告させていただきます。 福島県森林審議会出席者名簿を御覧ください。 本日、五十嵐乃里枝委員と村越のぞみ委員につきましては、リモートにて御参加頂いております。 後ほど阿部恵利子委員もリモートで参加される予定となっております。 また、本日、遠藤忠一委員、豊田新一委員、宮田秀利委員、古関恵子委員の4名の委員からは欠席の御報告を頂いております。 以上、委員総数15名のところ、現時点で10名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定めます、委員の過半数の出席を得ておりますことから、当審議会は有効に成立していることを御報告いたします。 それでは次第5の議事に移らせていただきます。 福島県森林審議会規程第5条により、会長が議長となることから、藤野会長に議事進行をお願いいたします。 それでは藤野会長、よろしくお願いいたします。
議長 (藤野会長)	委員の皆様の御協力をお願いしたいと思います。 初めに審議会規程第7条第2項により、議事録署名人を2名指名いたします。 関奈央子委員と、村越のぞみ委員をお願いしたいと思います。 それでは、議事1 令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について－中間とりまとめ(案)－を事務局から説明願います。
森林計画課主幹 (眞壁主幹)	森林計画課主幹の眞壁です。よろしくお願いいたします。 令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について－中間とりまとめ(案)－につきまして御説明を申し上げます。 資料は資料1、資料2となります。 初めに資料2「パブリックコメントの結果について」を御覧ください。 令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方につきましては、10月21日に福島県森林審議会へ諮問し、前回の12月19日に開催しました第3回森林審議会で中間とりまとめ(案)としてまとめて

	いただき、そのあと、広く県民から意見を求める「うつくしま県民意見公募(パブリックコメント)」を実施いたしました。 実施期間は1概要に記載しておりますが、令和6年12月25日から令和7年1月24日までの1か月間です。 このパブリックコメントは、県の情報センター、各地方振興局ホームページなどにより実施いたしましたが、2結果を御覧ください。 団体6者と個人1名の方々から、合計18件の意見が寄せられました。 3に寄せられた意見の概要をまとめております。 福島県森林環境税の全般に当たるものが3件、森林整備関係が5件、木材利用関係が3件、県民参画関係が1件、広報関係が1件、森林環境譲与税関係が3件、税の名称関係が2件となっております。 2ページ以降に頂いた御意見の内容と県の対応について整理しておりますので、1つずつ御説明したいと思います。 2ページをお開きください。 1番目です。 こちら分類としましては全般に当たるものです。 「概ね、団体の意見を踏まえた内容であり評価できるものとなっている。 これら基本的な考え方にに基づき、実際に具体的施策を展開していくうえで、行政が主体となった取組だけでは人的・発想的にも限界があると感じる。 福島県の森林や林業にとってプラスとなるような、民間の知恵、柔軟な行動力を十分に生かす、あるいは民間が主体となった取組(ハード・ソフトを問わず)に対しても支援するなど、新たな視点も取り入れた事業展開も必要と考える。」という御意見でございました。 対応といたしましては、頂いた御意見につきましては、もっともな御意見でございまして、今後の施策推進の参考とさせていただきますと考えております。 2番目は森林環境譲与税関係のものです。 御意見は資料1「中間取りまとめ(案)」の12ページの第3の1(3)市町村が行う森林づくり等の推進に関する部分です。 「市町村交付金事業の見直しについては評価する。
--	---

県事業により森林整備の推進を加速させ、市町村事業については森林環境譲与税等との区分を県で確認しながら地域特性に応じた重点的な内容に限定するなど、実態を踏まえた見直しが必要と考える。」という御意見です。

こちらにつきましても、頂いた御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきたいと考えております。

3番目です。

森林整備関係への御意見です。

資料1では15ページの第4の1(1)森林環境の適正な保全に該当する箇所です。

「これまでの20年間で、水源区域及び水源かん養又は山地災害防止機能の発揮を重視する森林において森林整備を行ってきた。今後は持続可能な森林の整備に向け、森林の若返りや齢級構成の平準化を図るため再造林を主体においた一貫作業等の事業を柱として重点的に実施する必要があると考える。」

こちらにつきましても、頂いた御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきたいと思います。

4番目です。

広報関係の御意見です。

資料1では17ページの第4の1(6)森林環境基金の運営の箇所です。

「県庁内及び市町村の理解を得て、広く県民に理解していただくようあらゆる機会を捉えたわかりやすいPRが必要と考える。」という御意見です。

こちらに関しましては、県民アンケート等でも広報の必要性を感じているところです。

頂いた御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきたいと考えております。

5番目です。

税の名称関係です。

資料1では18ページの第4の4その他の部分です。

「県の森林環境税と国の森林環境税の使途の違いについて、わかりやすく区分し、その結果として適切な名称に変更することを

検討願いたい(例:ふくしま森づくり税)。』ということで御意見を頂いております。

御意見を踏まえまして、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

6番目です。

森林整備関係です。

資料1では、15ページ第4の1(1)森林環境の適正な保全の部分です。

「概ね団体の意向が採り入れられている。

施策の重点化のポイントは、基本目標である「森林環境の保全」を軸に、本県の再造林率が低い現状に鑑み、「皆伐再造林の推進」を、取組の柱に据え、森林資源の循環利用を促進するための具体的施策(事業)を検討願いたい。

森林環境の保全、資源の循環利用の推進には、「産業としての林業」の役割が極めて重要であることを広く県民に理解していただくための理屈と、併せて県民への周知広報の取組も充実する必要がある」という御意見です。

頂いた御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきたいと考えております。

7番目です。

税の名称関係です。

資料1では、18ページ第4の4その他に係るものです。

「県の森林環境税については、基金事業として実施する本県独自の財政需要を明確にし、施策目的を明確化した上で、事業の重点化を図り、施策目的にふさわしい名称へ変更も必要と考える(名称案:ふくしま希望の森林づくり県民税)」ということで御意見を頂いております。

御意見を踏まえ、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

8番目です。

全般に係る御意見です。

「民有林とりわけ私有林(福島県の森林の約半数を占める)の持続可能な森林経営を可能とする方策は、皆伐再造林を実行できる

林業経営を確立することにあります。現実には経営どころか森林所有の限界さえ感じる状況にあります。是非そのことを多くの県民の方々に御理解いただき、県森林環境税を活用し必要な施策が確実に実施されるようお願いいたします。」

頂いた御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

9番目です。

全般に関わる御意見です。

「地域における森林・林業に関する様々なグループ活動の継続実施さらには拡大について支援し、ふくしまの森づくり活動を充実させていってください。特に林業生産活動の取組がふくしまの森づくりにとってはなくてはならないものと思いますので、重点的に支援されるようお願いいたします。」

頂いた御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

10番目です。

木材利用関係です。

資料1では12ページの第3の1(1)森林資源の活用による持続可能な社会づくりに関する部分です。

「公共施設や住宅」という表現の部分で、「公共施設や住宅はもとより、民間建築物を含む非住宅分野での木造木質化」という記載に変更したほうが良いという御意見でした。

理由としましては、「伐って、使って、植えて、育てる」森林の循環利用を推進するには、「使う」が重要であるが、住宅は人口減少等で今後大幅な重要拡大は難しく、非住宅分野での需要拡大も含めた対策が必要。令和3年施行の「都市(まち)の木造化推進法」では、対象を公共建築物から建築物一般に拡大。」というものです。

こちらにつきましては、御意見を踏まえ、中間取りまとめ(案)を修正させていただきました。

なお、補足で御説明させていただきます。

御意見では、森林学習教育施設を民間建築物の中に含めて削除するという内容でしたが、森林環境教育の実施は本税による重要な取組の一つであり、これに活用される施設という位置付けから

も当該施設に関する記載を残したままとしております。

11番目です。

木材利用関係です。

資料1では11ページの第3の1(1)の森林環境の適正な保全に関するものです。

「木材価格の低迷等により、県内には荒廃が懸念される森林が…」という表現を、「枕言葉として木材価格の低迷という表現を使っていますが、木材価格は一時的な変動はあるにせよ、今後大幅に高騰することは難しく、現在の価格を踏まえてどのように森林活用の循環を推進するかを考えるべきで、そろそろこの表現は見直すべき(削除)と思います。」といった御意見です。

いただいた御意見につきましては、森林整備が遅れ、荒廃している理由の一つとして木材価格の低迷が大きく影響していることから、原案のままとさせていただきたいと思います。

なお、「現在の価格を踏まえてどのように森林活用の循環を推進するかを考えるべき」との御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきたいと思います。

12番目です。

森林整備関係です。

資料1では12ページの第3の1(1)森林環境の適正な保全に関するものです。

「「水源かん養などの森林の有する公益的機能の低下による災害等の発生が懸念されることから」の記載について、災害等の発生を懸念することの記載ならば、森林の有する公益的機能として代表列記するのは、水源かん養ではなく土砂災害防止のほうが良いのではないのでしょうか。」といった御意見です。

御意見を踏まえて中間取りまとめを修正させていただきました。

13番目です。

森林整備関係です。

資料1では2ページの第1の2(1)森林整備の停滞に関する箇所です。

「「いまだ荒廃のおそれがある森林」は、「現在、手入れの行き届かない(あるいは、不十分な)森林」のような表現ではいかがか。

	森林の「荒廃」という表現は江戸時代以降や戦中・戦後の森林伐採による荒れた森林林地や山地災害被災箇所における状態を表現するものとして認識がある。 林業白書等においても、治山事業に関連する表現として用いられ、また、戦後の森林法改正や、流域保全等の取組により荒廃森林はほぼ解消され、その抑制にもつながっている、といった表現として記載がある。 全体的に、「荒廃森林」という表現の多用は、県民へ危機感を抱かせようとする煽りの印象がある」といった御意見がありました。 対応といたしましては、御意見のとおり、林業白書では、大規模建築物の造営等により伐採が進んだ江戸時代や、戦中戦後の乱伐により造林未済地が増加した状況、もしくは山地災害が発生し治山事業が必要であるような森林等を「荒廃」と表現しております。 本県においても、適切に森林整備を進めていかなければ、前述のような森林の状況になることが危惧されることから、原案の「荒廃の恐れがある森林」という表現のままとさせていただきたいと思えます。 14番目です。 森林整備関係です。 資料1では3ページの第1の2巻末図中の表現となっています。 「「森林整備の停滞」の説明文中に「緩衝地帯」とあるが、バッファゾーンとしての「緩衝帯」としてはいかがか(他記載箇所は「緩衝帯」とあり表記の統一になります)。 」といった御意見でした。 御意見を踏まえ、中間取りまとめを修正しております。 15番目、県民参画関係です。 資料1では、8ページの第2の1(5)福島森林文化の継承①の箇所です。 「映像の作製とあるが、映像「制作」という表現ではいかがか。」といった御意見です。 御意見を踏まえ、中間とりまとめ(案)を修正しております。 16番目、木材利用関係です。 資料1では、15ページの第4の1(2)森林資源の活用による持続可能な社会づくりに関する箇所です。
--	--

「「森林資源の活用による持続可能な社会づくり」で取り組む内容は「木材利用」を主な取組とすると読める。タイトルの広義な印象から、木材利用は狭義な取組の印象がある(第2 1(2)および2(2)とも関連)。令和6年度から林野庁が取組をスタートさせた「里山広葉樹利活用推進会議」を鑑み、また広葉樹産地を有する本県において、広葉樹の持続的な利活用やその更新を図る取組についても検討されたいと考える。」といった御意見です。

「森林資源の活用」として木材を指すことも多く、再生可能な資源である木材を利用することは持続可能な社会づくりに貢献することから、原案のままとさせていただきたいと思います。

なお、広葉樹の持続可能な利活用等に関する御意見については、今後の施策推進の参考にさせていただきたいと思います。

17番目です。

森林環境譲与税関係です。

資料1では17ページの第4の3(1)「森林整備」の部分です。

「森林環境譲与税を活用した取組として説明している本文の内容は「森林経営管理制度」による取組であり、この制度に拠らない森林整備もあると考える。一方、県の森林環境税により取り組む森林整備は奥地奥山の林地に限らず、住民の暮らしに身近な危険木伐採や里山整備の用途もあることから、一部の取組のみを取りあげた表現ではないかと考える。」といった御意見です。

この項目では、現行制度において、本県の森林環境税は県民の皆様が享受する森林の公益的機能を重視し保全することを目的としており、森林環境譲与税は主目的を森林経営管理制度を進めることとしていることから、それぞれの目的を踏まえ整理したものとなっております。

なお、里山林整備事業による緩衝帯整備や危険木伐採は、地域の皆様へ森林環境保全の意義を広めることを目的として取り組んでおります。

18番目です。

森林環境譲与税関係となります。

資料1では18ページの第4の3(2)「木材利用の促進」、「森林の有する公益的機能に関する普及啓発」の部分です。

「どのような連携・調整により、どのような効果を想定しているの

	か見えづらいと考える。」といった御意見です。 福島県森林環境税、森林環境譲与税のいずれにおいても森林整備が主要な施策であり、「木材の利用の促進」や「森林の有する公益的機能に関する普及啓発」は、それぞれの税制度による森林整備に寄与する取組について、県と市町村が連携・調整を図り進めることを記していることから、原案のままとさせていただきたいと思います。 御意見に対する対応については以上となります。 以上で令和8年度以降の在り方について一中間取りまとめ(案)一の説明を終わります。 御審議お願いいたします。
議長 (藤野会長)	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明がありましたが、御意見御質問がございましたらお願いしたいと思います。 オンラインの方は御意見あるときには挙手ボタンを押していただければ御指名いたします。 では田子委員、お願いいたします。
田子委員	資料1の11ページの中段、「この結果は、令和8年度以降の福島県森林環境税による取組について「継続すべき」との意見が71パーセントを占め…」という記載がありますが、もし分かれば、残りについては、どんな意見があったのか、継続する必要があるというような御意見だったのか、何か別な考え方などあったら参考のために教えていただけたらと思います。
森林計画課主幹 (眞壁主幹)	「現在のまま継続して取り組むべき」、「新たな取組を加えて継続すべき」、「継続すべきでない」、「無回答」の4つの回答項目があり、「現在のまま継続して取り組むべき」が31.2%、「新たな取組を加えて継続すべき」が40%、この2つの合計が71.2%となっております。 また、「継続すべきでない」が11.6%、「無回答」が17.2%となっております。
議長	ほかにいかがでしょうか。

(藤野会長)	
高木委員	資料2の3ページ、御意見で「～水源かん養ではなく土砂災害防止のほうが良いのではないか」という意見に対し、御意見を踏まえ修正ということですが、ここは「土砂災害防止や水源かん養など…」と両方書いたほうが良いのではないかと思います。 土砂災害防止の機能というのは、そういったことへの直接的な機能ではありますが、水源かん養機能が落ちることによって、急激な河川の水量増大などにつながってしまうので、災害防止には間接的かもしれませんが、重要な機能だと思いますので、両方書いたほうが良いのではと思いました。
議長 (藤野会長)	ありがとうございます。 事務局のほうで何かございますでしょうか。
森林計画課主幹 (眞壁主幹)	「土砂災害防止や水源かん養などの森林の有する公益的機能の低下による災害等の発生が懸念…」に修正させていただきたいと思います。
議長 (藤野会長)	ありがとうございます。 水源かん養というと、水をきれいにするだけではなく水を貯める機能もありまして、その貯める機能が少なくなってきたことで、雨が土に含まれず一気に出るということになっておりますので、この水源かん養というのをそのまま残し活かすという御意見だったかと思います。ありがとうございます。 ほか、いかがでしょうか。 では関委員お願いいたします。
関委員	同じく資料2の2ページですが、税の名称関係で、名前の変更の御意見が2つ出ておりますが、今後、変更される御予定というのはあるのでしょうか。 どのようなタイミングで考えていらっしゃるか教えていただけたらと思います。
森林計画課主幹 (眞壁主幹)	税の名称関係については、5年前の税制等検討会からも、国税と名前が一緒ということで、県民に分かりやすくするために、変えた

	ほうがいいといった御意見も頂いているところです。 アンケート調査においても、県税のアンケート調査ではありますが、分かりにくいといった御意見もあり、今回のパブリックコメントでも御意見頂いておりますので、答申を頂戴し、この税が継続していくとなったときには、税の名称の変更も検討したいと考えております。
議長 (藤野会長)	ちなみに変えることを検討するとなった場合、それはどこで検討されることになるでしょうか。 県庁の中だけで決めるというよりは、また審議会や、森林の未来を考える懇談会などでも当然検討されるということによろしいでしょうか。
森林計画課主幹 (眞壁主幹)	具体的な方法については、これから内部で検討するところですが、いろいろな方から御意見を頂戴しながら、進めたいと考えております。
議長 (藤野会長)	分かりました、ありがとうございます。 ほかいかがでしょうか。 では田子委員お願いいたします。
田子委員	恐らくタウンミーティングの中でも御意見等があったかと思いますが、まず、福島県森林環境税の協定書の中で「二酸化炭素の吸収能力を県に帰属する」という条文があるということが1つ。それから、15年は皆伐をしないという協定の中で、「皆伐後2年以内に造林する…」という文言があるのですが、皆伐後2年以内に造林をするという部分について、実務でやろうとしたときに、いろんな条件を付けられる、例えば誤伐とか、そういう限られた条件でないと駄目だというようなことがあると伺ってまして、一般の造林補助事業が5年を過ぎれば皆伐も可能だという状況の中で、ましてや大型の製材工場が整備され受皿ができつつある中で、一度森林環境税を使ったものについては15年間の皆伐禁止という縛りがある部分については、いろいろ御意見があったかと思うので、2年以内の再造林という部分と、それから15年間皆伐ができないという、現在の条文について、もしこの森林環境税の仕組みが継続されるとすれば、是非検討をお願いしたいと思います。

議長 (藤野会長)	事務局いかがでしょうか。 森林整備課長お願いします。
森林整備課長 (宗方課長)	まず二酸化炭素の吸収源に対する協定の中で、権利が県に帰属するところについては、この森林環境税が継続となれば、民間においてのJクレジットの動きを踏まえながら、県への帰属によらず、広く活用していただけるような形で、改める方向で検討していきたいと思っております。 また、現在の間伐等を行うところの協定については、15年間主伐しないこととなっていますが、齢級構成も高齢級に偏ってきて、皆伐再造林を進めなければならないという状況に置かれております。 今は誤伐など、いろんな解釈をしながら再造林をするということになっておりますが、その適用の仕方が煩雑を招いているということも当課では把握しておりますので、協定期間を短くすることや、伐採後に再造林するのであれば、造林を推進できるよう、協定の内容を改正することも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
議長 (藤野会長)	ありがとうございました。 ほか、いかがでしょうか。 皆様から御意見出尽くしたかと思ひます。 先ほど、高木委員から御指摘がありました箇所を修正いたしまして、中間取りまとめに関しましては(案)というところを取らせていただきたいと思ひますがよろしいでしょうか。 では事務局のほうでもそのように把握していただきたいと思ひます。 修正したうえで(案)が取れたものを、今度は地方税制等検討会に事務局から提出し、そちらで審議していただくことになると思ひます。 では次の議題に移らせていただきます。 次が議題の2報告事項になります。 福島県農林水産業振興計画の進行管理について、事務局より説明をお願いします。

森林計画課主幹
(眞壁主幹)

それでは資料3により御説明をさせていただきたいと思います。

福島県農林水産業振興計画は令和3年12月に策定し、令和4年度より本計画に基づいて各種施策を進めているところです。

今回、農林水産業振興計画の進行管理、進捗状況について、直近の実績等をもとに御説明をさせていただきます。

資料3-1、福島県農林水産業振興計画【概要版】を御覧ください。

1ページをお開きください。

東日本大震災と原子力災害により、本県農林水産業はかつてないほど深刻な事態に直面しましたが、関係者の努力により、本県農林水産業の復興再生は着実に前進しています。

しかし、その一方で野生山菜・きのこの出荷制限が継続しているなど、依然として課題が残っている状況にあることから、こうした状況を踏まえて、県が行う長期的展望に立った施策の具体的な方向性を示すものとして、令和4年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする9か年の計画を策定して各種施策に取り組んでいるところです。

4ページを御覧ください。

本計画につきましては、「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村を基本目標として、「1.東日本大震災・原子力災害からの復興」から「4.活力と魅力ある農山漁村の実現」までの4つの目指す姿、そしてその下の6つの施策の展開方向に基づき取り組んでおります。

具体的な施策の展開方向としまして、6、7ページの第1節、東日本大震災、原子力災害からの復興の加速化において、放射性物質の影響を受けた森林林業の再生ときのこ類の生産再開・継続への取組について、8、9ページの第2節、多様な担い手の確保・育成において、新たな林業研修「林業アカデミーふくしま」の開講による地域の核となる林業の担い手育成、次代を担う新規林業就業者の確保・育成の取組、10、11ページの第3節、生産基盤の確保・整備と試験研究の推進において、効率的な森林整備のための林内路網整備や県産材の安定供給体制の整備推進の取組、12、13ページの第4節、需要を創出する流通・販売戦略の実践に

において、林産物の安全性確保のための検査等や、林産物のブランド力強化、販路の開拓、14、15ページの第5節、戦略的な生産活動の展開において、生産基盤の強化、産地の競争力強化の取組、16、17ページの第6節、活力と魅力ある農山漁村の創生において、森林の有する多面的機能の維持・発揮、県民の意識醸成、安全で安心な農山漁村づくり、多様な森林資源を活用した活動の取組など、多岐にわたっております。

次に19ページを御覧ください。

本計画の推進に当たりましては、農林漁業者はもとより、関係機関団体、大学、市町村及び国、県民などの様々な主体が参画するとともに、連携・共創により一体となり取組を進めていくことが重要で、様々な主体への情報提供、情報発信の強化、活動支援等により、計画実現を目指すこととしています。

2の計画の進行管理の2つ目に記載してありますとおり、毎年度、各種施策の進捗や成果を点検・評価し、各種審議会への報告、農水農林漁業者等との意見交換会等を通じて、次年度以降の事業構築を図っていくこととしており、本日はこの審議会への御報告をさせていただきたいと思います。

では資料3-2を御覧ください。

令和6年度の農林水産業施策の基本方針を示した資料となります。

主な取組を記載しておりますが、森林林業に関する記載の部分につきまして御説明をさせていただきます。

まず1つ目の「東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化」の生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援として、被災した林道や海岸防災林等の復旧を進めるとともに、次世代のきのこ原木林の整備を関係機関と連携して強力に推進しております。

2つ目の「多様な担い手の確保・育成」の林業担い手の確保・育成として、林業研修拠点「林業アカデミーふくしま」において、地域林業の核となる担い手の育成や次代を担う新規林業就業者の確保・育成を行っております。

3つ目の「生産基盤の確保・整備と試験研究の推進」の戦略的な新品種・新技術の開発として、本県林業の復興に寄与するICT

等の先端技術の開発や、実証研究を実施するとともに、森づくり活動等に使用する苗木の育成や、特定苗木の植栽を行う取組を支援しています。

右側1番下の項目「活力と魅力ある農山漁村の創生」の農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮と県民への理解促進として、森林整備の推進、植樹祭の開催など、農林水産業・農山漁村への理解促進と多面的機能の維持発揮に資する取組を進めています。

また、海岸防災林を適切に管理し、CO2吸収量をJ-クレジットとして創出する取組を進めています。

快適で安全な農山漁村づくりとしては、山崩れ、地すべりなど山地に起因する災害から県民の生命・財産を保護する治山施設の整備を推進しています。

なお、資料3-3に令和6年度農林水産部の主な事業を記載しておりますので、御覧頂ければと思います。

それでは計画の進捗状況につきまして御説明をいたします。

資料3-4を御覧ください。

上の表は、各施策の指標の評価について整理した表となっており、左から、施策の展開方向、指標の数、評価を記載しております。

評価目標に対する実績の比率でA、B、C、Dの4段階に区分しております。

森林林業に係る指標は全部で12ございますが、そのうちの6つの指標、全体の50%に当たるものがA評価となっております。

また、3つの指標で、全体の25%に当たりますが、B評価となっており、おおむね計画どおりに進んでおります。

主な指標について、実施状況や今後の取組等について御説明いたします。

資料3-5農林水産業振興計画指標一覧表を御覧ください。

この表は、左から農林水産業振興計画の節、項、指標の番号、指標名、計画策定時の現況値、公表等されている直近の実績年度、その横の上段下段で下段の目標値に対する上段は実績値、目標年度である令和12年度の目標値、評価、現状分析と今後の

	見通し、課題、今後の取組等の順にまとめております。 No. 3、森林整備面積は、目標6,500ヘクタールに対し実績は4,754ヘクタールでした。 整備面積は東日本大震災前の半分程度で、近年は横ばい傾向で推移している状況にあり、今後、国の補助事業や県森林環境基金を活用しながら、主伐再造林を推進するなど、森林整備面積の確保に努めてまいります。 No. 14、新規林業就業者数は、目標140人に対し実績は118人でした。 林業アカデミーふくしまの取組等により、令和3年度から3年連続で100人以上となっていますが、林業の担い手不足の状況はしばらく続く見通しであるため、新規就業者の育成とともに、就業後の福利厚生の実、労働安全衛生対策等の継続的な支援に努めてまいります。 No. 22、林内路網整備延長は、目標7,400キロメートルに対し実績は7,505キロメートルでした。 着実に整備が進んでおり、引き続き計画的な整備を進めてまいります。 No. 43、林業産出額は、目標124億円に対し実績139億円でした。 令和4年は、製材用素材価格の上昇や栽培きのこ類の需要増などで大幅に増加するなど、増加傾向で推移しており、引き続ききのこ生産再開や生産規模拡大を目指す事業者の支援等に取り組んでまいります。 24ページを御覧ください。 No. 54、森林経営計画認定率は、目標22%に対し実績12%でした。 境界や所有者が不明である森林が多く、これが新たな計画作成の支障となっているため、国の補助事業を活用しながら、境界明確化や所有者探索等の取組を推進するとともに、計画作成の研修会を開催するなど、認定率の増加を目指してまいります。 No. 68、治山事業により保全される集落数は、目標1,115集落に対し実績1,126集落でした。 治山事業による治山施設の設置が着実に進んでおり、今後も事業者が入札に参加しやすいように、早期発注やきめ細やかな設計積算に努めてまいります。
--	--

	資料3-6は各地方の施策指標一覧で、資料3-7は農林水産漁業者等との意見交換会での主な意見となっておりますので、後で御覧頂ければと思います。 御説明は以上です。
議長 (藤野会長)	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明がありましたが、御意見御質問ございましたらお願いしたいと思います。 田子委員お願いいたします。
田子委員	資料3-5、24ページの1番上、森林経営計画の認定率というところがありますが、その中の今後の取組等が1番右端に記載があります。いわき市森林組合でもこの境界の明確化を何とかしたいということで、この森林整備地域活動支援交付金を活用させていただいて、令和元年度から毎年150ヘクタール、地域の方の協力を得ながら、境界の明確化を進めてきました。 大変地域の方々に喜ばれて、これで境界が明確になればあえて国土調査来なくてもいいと言われるくらい喜んでいたのですが、今までは、隣接者同士がここをお互いの境にしましょうとプラスチックの杭を打ち、地域の山の精通者の協力を得て、高齢で山に本人が行けないときには任せてもらい、測量した結果を図面として、森林所有者や行政にあげてました。ところが、高齢で山へ行けない、世代交代した若い人たちお互いが境界を分からない、不在地主の人が何名もいらっしゃるというエリアになると手をつけられない、という現状に今差しかかってきており、厳しい状況というのが実感です。 そのようなこともあり、地域活動支援交付金は非常にありがたい事業で今まで有効活用させていただいておりましたが、時間とともに限界が出てくる可能性があると思っています。 ですから、思い切って、少し荒っぽい手法になるかもしれませんが、航空レーザ計測のデータなど、今までのいろいろなデータを積み重ねることによって、所有者本人が山に行かなくても、机上でお互いの境界を決められるような、別な手法を編み出さないと、境界の明確化というところが、いろんな面でネックになってきて、森林整備の1丁目1番地だと私は思っています。お互いの境界が分からなければ、どこまでが誰の木でどこからが別な人の木か、とい

	うのが分からなければ、業者も手をつけられない。 例えば、蓄積が増した、木材がある、切りたい、欲しいという人がいる。しかし、所有者がどこからどこまでが境界か分からない、という現実はどうすぐそこまで来ている可能性があると思いますので、この交付金事業も有効ですが、新たな手法も考えていかないと、現場では厳しいかなというのが実感です。以上です。
議長 (藤野会長)	ありがとうございます。 森林計画課長お願いいたします。
森林計画課長 (鈴木課長)	境界明確化に取り組んで頂き感謝申し上げます。高齢で山に行けない、世代交代をして境界が分からない、さらに不在地主という問題もあるということで、交付金事業を使えるところは使っていただくことで進めていきたいと思います。山に行かずに境界明確化を進めるということの御提案がありましたが、個別の財産に係る権利となり難しい面があると思っております。 また、市町村が取り組む森林経営管理制度がうまく使えるかどうか御相談頂ければと思っております。 所有者が山に行かずに境界確定を行った事例があれば情報等を提供させていただきながら、進めていければと考えております。いろいろ情報交換をお願いしたいと思います。 よろしくお願いします。
議長 (藤野会長)	田子委員の御指摘の項目は、54番と55番になりますが、両方ともD評価になっていますので、恐らく来年以降もこの部分をどうするかという課題が出てくるのではないかと思います。 すぐに解決できるものではなく、福島県でというよりも、本来は国が、数十年前、100年前とまでは言わないにしても、国土調査法で七、八十年前には手をつけないといけなかったところが、放置されてきたというところですので、国にも積極的に対策など、県から言っただけだとありがたいと思います。 ほか、御意見御質問などいかがでしょうか。 関委員お願いいたします。
関委員	資料の3-5になると思いますが、14番の新規林業就業者数のところと関係すると思うのですが、先月だったと思うのですが新聞記

	事で、林業アカデミーの入学希望者数が減っているという記事を読みまして、やはりまだまだ周知されていないということと、もっと若いうちから林業のことを知ってもらう機会というのが必要ではないかと思ひまして、その新聞記事には、例えば高校とかに回るということが書かれていたのですが、もっと根本的に小学中学校のうちからアピールすることが必要じゃないかと思ひます。
議長 (藤野議長)	事務局で何かありますでしょうか。 森林計画課長お願いします。
森林計画課長 (鈴木課長)	アカデミーの件で御心配をおかけしており申し訳ありません。今のところ5名が合格し、申込みを2人頂いているという状況で、さらに今、2月14日まで募集しておりますので、是非PRをお願いできればと思ひます。 関委員の御意見に関して、県の森林環境基金事業で、中学生、小学生そして幼児を対象に、森林環境税ではまず森林のことを知っていただくため、幼少期から成人まで、全世代で関わりを持っていただくという意識醸成に現行制度で取り組んでおります。 例えば、小中学校につきましては市町村で取り組んでおります、森林環境基金の基本枠で、学校に講師が行き、森林環境学習を行ったり、高校生については、林業現地見学会を行っております。実際アカデミーも、早く林業を知ってもらうため、3年生よりは1年生の方々を対象にしていることもあります。 幼少期については、「子ども里山教育支援事業」ということで、森の幼稚園というイメージで、先生方が、森林で活動するときの注意点などを話し合いながら、できるだけ園児に、そういった環境を体験していただくという取組を支援しております。以上でございます。
議長 (藤野会長)	ありがとうございます。 私、林業アカデミーふくしまの運営会議の委員長をやっております、そちらの会議でも、どうしたもんだろうという意見は出てきているのですが、幼少期から森林に親しむというところも非常に大切ではあるのですが、いざ人生の選択となったときに、一般的な、他のサラリーマンとかそういうものに比べて林業というのは、数々のマイナス部分があるわけです。そこを乗り越えて今までいろんな方々に

	来ていただいているのですが、やはりその部分が、昨今、売手市場といいますか、就職する側にとっては有利になってきているので、非常に選ばれてしまうわけです。逆に言うと、林業は選ばれにくくなってしまっているのです、いかに魅力を産業として、仕事場として高めていくのかというのも必要かと思います。 ここに課題としても書かれていますが、他産業に比べていろいろな対策の遅れなどが原因となっていると書かれておりますので、この辺りを国でフォローをしていただいている部分もあるのですが、福島県としてどれだけできるのか、恐らく各市町村でというのは、林業をやっているところでしかできないかと思いますので、県でも少し何とかできる部分があるかどうかを検討していただくのが良いかと思います。 非常に重要な御指摘だったかと思います。 ありがとうございました。 ほかに御意見、御質問などいかがでしょうか。 では今野委員お願いいたします。
今野委員	資料の3-5の15番、評価ではあるのですが、定着率のところでは全国平均を下回っているということなのですが、逆に全国平均を上回っている他の都道府県が定着率を上げるためにどういうことをやっているのかなど、そういうことを実際にほかの都道府県に聞いたことがあるかどうかというところがもしあれば教えていただきたい。 また、辞めていった人たちから聞いた結果として、林業の就労環境の改善を図る必要があるという結果になったのかというところをお伺いしたいと思いました。
議長 (藤野会長)	事務局のほういかがでしょうか。 森林計画課長お願いします。
森林計画課長 (鈴木課長)	全国平均が73%となっており、福島県の状況としては66%となっておりますが、指標の目標としましては75%ということで、これまでの状況からすると大分改善してきているという状況です。 離職に関しては、「経験不足」、「体力的にきつい」、「技術が追いつかない」ことが理由で、離職される方が多いと、あくまで県内ではありますが、状況確認しており、こういった状況を受けて、林業アカデミーが作られ、それによって実践的な研修、あるいはインター

	ンシップの取組によって、定着率向上がなされると考えております。 実際に、アカデミーを修了された方の林業離職は、1人いらっしゃいますが、それ以外にはこの3年の実績の中ではいらっしゃらない状況ということで、基礎的な技術力を身につけることによって、定着がしっかりされていくと考えております。
議長 (藤野会長)	ありがとうございました。 ほかに御意見御質問などいかがでしょうか。 では白岩委員、お願いいたします。
白岩委員	資料3-5の23ページの43番、下から2段目ですが、林業産出額という項目の「現状分析と今後の見通し」の中に、「製材品等の輸入量が増加していることから…」とあるのですが、製材品ということだと、丸太の素材の輸入ではないので、加工された品物が入ってきているということだと思うのですが、具体的にどこの国から、どのような製品、例えば柱材とかもっと細かいものが輸入されているのかどうか、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。
議長 (藤野会長)	事務局いかがでしょうか。 林業振興課長お願いいたします。
林業振興課長 (酒井課長)	1番多いのは多分アメリカだと思います。 製品で入ってきているので、今はっきり数字が分からないので申し訳ございませんが、ヨーロッパ等から入っていると思います。 詳細は分からないのですが、集成材という形で入ってきているので、構造材として住宅に使うものが1番ではないかと思っております。今分かるのはここまでです。申し訳ございません。
議長 (藤野会長)	ありがとうございました。 ほかいかがでしょうか。 ではほかに質問がないようでしたら、報告事項のアはここまでとさせていただきます。 続きまして、報告事項のイ、森林保全部会の報告となります。

田子委員	それでは田子部会長から御報告をお願いします。 それでは私のほうから、前回の森林審議会以降に開催いたしました森林保全部会の審議結果について、福島県森林審議会森林保全部会規程第11条に基づいて報告をさせていただきます。 資料4を御覧頂きたいと思います。 初めに、令和6年度第1回森林保全部会を本日、午前中に開催いたしまして、委員8名中5名が出席をいたしました。 令和7年1月14日付け6森第3387号で知事より諮問のありました、いわき三和ウインドエナジー合同会社による風力発電施設の建設、及び、東北電力株式会社による土砂置場の造成に係る林地開発許可案件を審議した結果、許可は適当と認められたことから、令和7年2月6日付け6福審保第2号をもって、知事に対し、適当と認める旨の答申をいたしました。 以上をもちまして、森林保全部会の報告とさせていただきます。 以上です。
議長 (藤野会長)	ありがとうございました。 森林保全部会の報告を頂きました。 それでは、以上で本日の議事終了となりますが皆さんから何かございますでしょうか。 それでは、以上で本日の議事は終了しまして、議長の職を解かせていただきたいと思います。 司会をお返しいたします。
司会 (野崎総括主幹)	藤野会長ありがとうございました。 また、委員の皆様にも長時間にわたり御審議頂き、誠にありがとうございます。 それでは次第の6 その他に移らせていただきます。 まず(1)林地開発許可における不適切な開発の抑止について、森林保全課から御説明をお願いいたします。
森林保全課長 (石井課長)	森林保全課の石井です。 参考2の資料を御覧ください。 不適切な林地開発を抑止するために、三つの対策を行うこととしましたので御説明をいたします。

再生可能エネルギーの推進に伴いまして、林地開発の件数が増加しておりますが、防災調整池などの防災施設を先行実施しないなどの条件違反が多数発生していることから、不適切な林地開発を抑止するために、今回三つの対策を行うことといたしました。

1つ目は、林地開発許可における監督処分等を行った許可受人名等の公表についてです。

この対策としては、林地開発において違反行為を行い、中止命令や復旧命令、許可の取消しの監督処分を受けた場合と、事業者の責めにより、林地開発区域外の道路や人家などへ土砂を流出させるなどの重大な被害を発生させ、中止指示を受けた場合について、許可受人名などを公表するものです。

この対策は、令和7年4月1日から適用することとしております。

公表は、福島県森林保全課のホームページにおいて行うこととしており、許可受人名や住所などを公表いたします。

続いて2点目ですが、近接する林地開発の一体性の判断基準の見直しについてです。

この対策としては、近接する複数の林地開発において、小規模林地開発の計画が林地開発許可制度の対象から外れることのないようにするため、林地開発の一体性の判断基準を改正するものです。

具体的には、林地開発の「実施時期」の基準につきましては、従来は「開発時期が重複している、または、連続している場合」、これらを一体性があるとしていましたが、今回の改正によりまして、「開発時期が連続している場合」について、「前の開発の完了から5年以内に次の開発を行う場合」と改正をいたしました。

この改正によりまして従来よりも厳しい基準としたところです。

続きまして3点目、林地開発許可案件の現地調査及び指導等についてです。

この対策につきましては、昨年6月から8月にかけて、工事実施中の202件の全ての林地開発許可済み案件で、現地調査を実施いたしました。

その結果、12件、内訳としては太陽光が7件、土砂採取が3件、その他が2件、違反行為を確認いたしました。

それらについては、許可受人に是正のための指導を行いました。

また、12件のうち、早急に是正が必要な3件につきましては、中

	止指示を行い、指導を行っております。 今年度は、今ほど申し上げましたとおり全ての林地開発許可済み案件で1回の現地調査を実施しましたが、令和7年度以降は、全箇所1回の調査に加えまして、防災施設の設置状況や違反行為の有無、それらを踏まえ、複数回の調査・指導を実施することとしております。 違反行為の未然防止並びに不適切な林地開発の是正に努めてまいります。 今ほど御説明しました3つの対策につきましては、林地開発許可を出した後の対策となりますので、森林審議会に直接関係するものではございませんが、参考のために御説明させていただきました。よろしくお願いします。
司会 (野崎総括主幹)	ありがとうございました。 続きまして、(2)連絡事項について事務局から説明をお願いいたします。
森林計画課主幹 (眞壁主幹)	事務局より2点連絡があります。 1点目は次回の森林審議会の開催についてです。 令和7年度第1回福島県森林審議会は、4月下旬頃の開催を予定しております。 なお、後日森林審議会長から文書で御案内いたしますので、御確認ください。 2点目は、本日の議事録についてです。 議事録につきましては、整理の上、御発言頂きました各委員に御確認を頂き、議事録署名人の署名後、写しを全員にお送りいたします。 なお、議事録は森林計画課ホームページで公表いたしますので、御了承願います。 事務局からの連絡事項は以上でございます。
司会 (野崎総括主幹)	それでは、以上をもちまして福島県森林審議会を閉会いたします。 本日は天候の悪い中、御参加頂きまして誠にありがとうございました。